

# 忘れていませんか 国民健康保険の届け出



市内にお住まいの74歳以下の人は、国民健康保険以外の健康保険の加入資格がある人などを除き、すべて国民健康保険に加入しなければなりません。

職場の健康保険から脱退した場合、国民健康保険への加入の届け出が必要です。

国民健康保険税は、加入義務が生じた月から課税されます。届け出が遅れ、過去の分から一度にまとめて納めることになる、大きな負担となります。

また、就職などで他の健康保険に加入し、国民健康保険の資格がなくなったにもかかわらず、国民健康保険の保険証を使って診療を受けると、後日その医療費を返還することになります。加入と同様に脱退の届け出も忘れないようお願いいたします。

## 問い合わせ

国民健康保険の届け出

市民課 電話(50)1228

国民健康保険税 電話(50)1242

税務課 電話(50)1242

## ■こんなときは、14日以内に届け出を

届け出の内容		届け出に必要なもの
国保に入るとき	転入	転入の届け出のときに申し出をしてください
	職場の健康保険をやめた	資格喪失証明書などの退職年月日のわかる書類、写真付き本人確認書類
	お子さんが生まれた	出生の届け出のときに申し出をしてください
	生活保護を受けなくなった	保護廃止決定通知書、写真付き本人確認書類
国保をやめるとき	転出	市の保険証（転出の届け出のときに申し出をしてください）
	職場の健康保険に加入した	市の保険証、職場の保険証
	死亡	市の保険証（死亡の届け出のときに申し出をしてください）
	生活保護を受けるようになった	市の保険証、保護開始決定通知書
そのほか	就学のためほかの市町村へ転出	市の保険証、在学証明書（入学許可証）
	退職者医療制度の対象になった	市の保険証、年金証書
	世帯主、住所などが変わった	市の保険証
	保険証をなくした	写真付き本人確認書類

※写真付き本人確認書類…運転免許証、パスポート、住基カード（写真付き）など  
 ※世帯主が変わったときは、必ず世帯員全員の保険証をお持ちください

## 4月2日(水)以降に70歳になる人の 窓口負担が2割へ

4月2日(水)以降に70歳の誕生日を迎える人の医療機関での窓口負担が、誕生日の翌月（1日）の翌月（1日）生まれの人はその月）から2割に変更になります。

すでに70歳になつている人の窓口負担は、これまでどおり1割に据え置かれます。

現役並み所得者の窓口負担は3割のまま変更ありません。

すでに70歳になつている人で、現在お持ちの保険証（高齢受給者証兼用）の一部負担割合の欄に「2割（3月末まで1割）」と記載されている人は、3月中に新しい保険証を送付します。4月1日(火)以降は、医療機関などの窓口へ新しい保険証を提示してください。

新たに70歳になる人は、誕生日の翌月から負担割合が変わりますので、誕生日の月内に新しい保険証を送付します（1日生まれの人は前月中に送付します）。

対象 香取市国民健康保険加入者  
 問い合わせ 市民課 電話(50)1228

## ■70歳から74歳の人医療機関での窓口負担

現役並み所得者以外 (後期高齢者医療制度への移行者は除く)	昭和19年4月1日以前生まれの人	1割
	昭和19年4月2日以降生まれの人	2割
現役並み所得者		3割

※現役並み所得者…同じ世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳から74歳の国保被保険者がいる人

## 福祉タクシー券の受け付け 4月1日(火)

平成26年度分の「障害者タクシー券」「高齢者通院専用タクシー券」の受け付けが、4月1日(火)から始まります。



障害者タクシー券 次のいずれかに該当する人

- ◇身体障害者手帳 3級以上
- ◇療育手帳 A判定以上
- ◇精神障害者保健福祉手帳 1級

高齢者通院専用タクシー券 76歳以上で次のいずれかに該当する人

- ◇ひとり暮らしの人
- ◇全員が65歳以上の世帯の人
- ◇65歳未満の世帯員がいる場合、全員が次のいずれかに該当していること
- ・18歳未満
- ・障害者タクシー券受給資格者
- ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳所持者で交通手段が無い人

・長期入院（入所）者で、入院（入所）を継続する予定の人（直近3カ月分の領収書を添付）  
 ・医師から車の運転を止められている人（医師の証明書を添付）  
**■持物**  
 ◇印鑑  
 ◇障害者は障害者手帳、じん臓機能障害により透析を受けている人は、特定疾病療養受療証

問い合わせ 社会福祉課 電話(50)1252  
 高齢者福祉課 電話(50)1208

## 宝くじ助成金を活用 五郷内区で 神輿を修復



(財)自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するため、宝くじの受託事業収入を財源としてコミュニティ助成事業を実施しています。

五郷内区ではこの助成金を活用し、損傷が進み、現状のまま渡御を行うには危険な状態にある神輿の修復を実施しました。

この整備により、区の中心的行事である祭礼の復興と、貴重な伝統芸能ならびに歴史・文化資産が次代に継承され、地域コミュニティのさらなる醸成が期待されます。

問い合わせ 市民活動推進課 電話(50)1261